10　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
(1)　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
①　資産が担保に供されていること。
②　①の資産の内容及びその金額
③　担保に係る債務の金額
(2)　資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産科目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累
(3)　資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
(4)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
(5)　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとの金額又は２以上の科目について一括した金額
(6)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
(7)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
(8)　附帯事業固定資産及び第２１条第２項の規定により電気事業の勘定に整理されている固定資産のうち、第２表の損益計算書に記載されている附帯事業（以下「重要な事業」という。）に係る固定資産がある場合には、重要な事業の区分ごとに、専ら重要な事業の用に供する固定資産の金額及び他の事業とに共用される固定資産のうち固定資産の使用形態に応じた合理的な配賦基準によつて重要な事業に配賦した場合の金額並びにその合計額
(9)　会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（②の区別をすることが困難である場合にあつては、①に掲げる事項）
①　当該法令の条項
②　当該準備金又は引当金が１年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
(10)　金融商品取引法第２４条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、次に掲げる事項
①　契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
②　申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本準備金に繰り入れられることが予定されている金額
③　株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた場合には、電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和２５年法律第１４５号)第２条第２項に規定する当該借入先及び借入金額、又は沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第６４条第４項に規定する当該借入先及び借入金額

11　損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。

12　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する事業者は、(2)に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。
(1)　当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第２条第１３号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
(2)　当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
(3)　当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第１２４条第１項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
①　配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
②　配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価
(4)　当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
(5)　当該事業年度の末日における当該事業者が発行している新株予約権（会社法第２３６条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

13　税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因と
(1)　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
(2)　繰延税金負債